

郵送による戸籍証明の取りよせかた

下記のことを同封し、申請して下さい。

請求してから、約1週間から10日前後かかります。

① 申請書 (最終ページに様式があります)

② 手数料

定額小為替 (無記名のもので、郵便局等で売っています)

③ 返信用封筒

返送先の住所・氏名を記入し、郵便切手を貼って下さい。またお急ぎの場合は速達料金を追加して下さい。(※申請者住所と異なる場合、送付できません。)

④ 本人確認書類の写し

運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、健康保険証、介護保険証等の証明書(「旅券」、「通知カード」は含まれません)

※いずれかに必ず現住所が記載されているものをお願いします。

⑤ 続柄の確認できる書類の写し (必要な場合)

申請者と必要な方との続柄が本町で確認できない場合には、続柄が確認できる戸籍の写し添付して下さい。

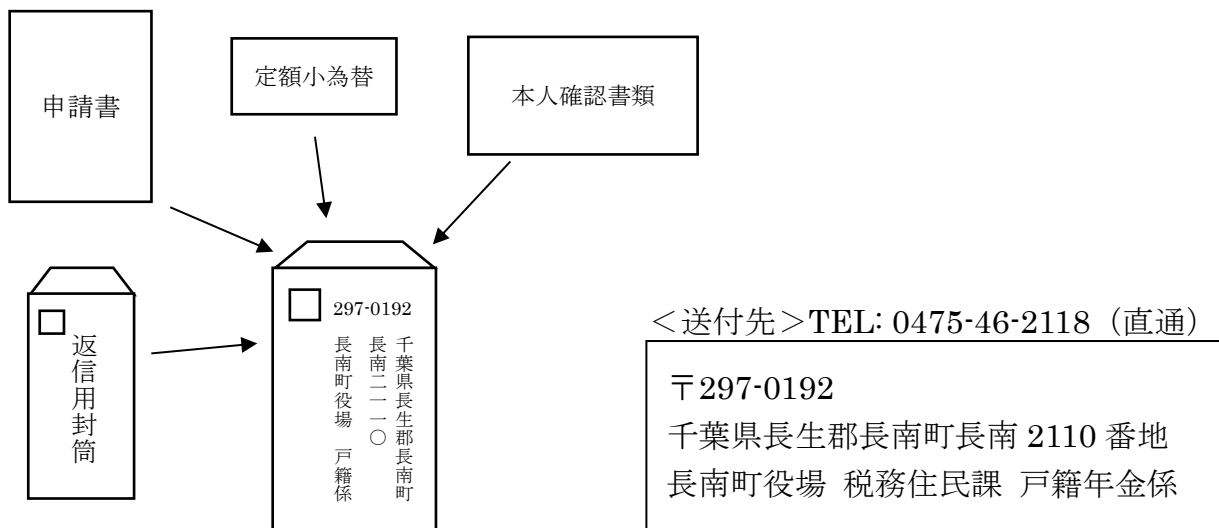
《ご注意》

* 請求ができるのは原則として、本人及び本人から見て直系尊属(父母、祖父母など)・直系卑属(子・孫など)、本人の配偶者です。

* 戸籍はプライバシー保護の観点から、正当な理由がなければ発行されません。

* 申請内容に不備があると、申請書をお返しすることがあります。また手数料・送料の立て替えはできませんので、不足の場合は返送されます。

* 偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。(戸籍法第133条)



記入例 1

本籍	長南町	長南2110	番地
(ふりがな) 筆頭者氏名 <small>(戸籍のはじめに書かれている方)</small>	ちょうなん たろう 長南 太郎	(ふりがな) 必要な人の氏名	ちょうなん たろう 長南 太郎
		生年月日	明・大・ 昭 ・平 12年 3月 4日

1. 全部事項証明書 (戸籍謄本)	各1通	通	7. 戸籍の附票 全部 (全員分)	各1通 300円	通
2. 個人事項証明書 (戸籍抄本)	450円	通	8. 戸籍の附票 一部 (個人分)		通
3. 除籍 (謄本・抄本)	各1通	通	9. 身分証明書 <small>(本人以外の申請の場合 委任状が必要です。)</small>		通
4. 改製原戸籍 (謄本・抄本)	750円	通	10. 不在籍証明		通
5. 受理証明書 (婚姻・離婚 縁組・離縁 届)	各1通	通	11. 廃棄済証明		通
6. 独身証明書 <small>(本人以外の申請の場合 委任状が必要です。)</small>	350円	通			通

請求理由 (使いみちは何ですか?) **【必ず記入して下さい】**

相続関係 戸籍届出 旅券関係 年金関係 保険関係 登記関係 裁判

その他 (具体的に) **【提出先: ○○法務局, ○○年金事務所】**

備考 (連絡・参考事項) (どのような情報が記載されているものが必要ですか?)

(**父 太郎**) の (**出生**) 婚姻) ~死亡までの連続した戸籍が、(**2**) 部ずつ必要。

※「手数料の目安」について…出生から死亡まで請求すると、除籍又は改製原戸籍が3通ぐらいになることが多い為、750円×3通=2,250円程度かかります。おつりが出る場合には返送いたします。

必要な人との関係 **【必ず記入して下さい】**

本人 配偶者 (夫・妻) 直系尊属 (父母・祖父母) 直系卑属 (**子**) 孫)

その他 (具体的に) *その他の場合、上記請求理由を詳細に記載し、資料等を添付してください。

申請者 <small>(委任状での申請の場合は代理人)</small>	申請年月日	年	月	日
住所 〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地	○○団地○○○号室			
ふりがな氏名 ちょうなん じろう 長南 次郎	同封した手数料	4,500	円	
昼間の連絡先 TEL 0475-46-2118 (自宅・携帯 勤務先)	※希望連絡時間	10時30分 ~	12時00分	

※住所と返信先の住所が異なる場合は送付できません

記入例 2

本籍	長南町	長南2110	番地 1
(ふりがな) 筆頭者氏名 <small>(戸籍のはじめに書かれている方)</small>	ちょうなん じろう 長南 次郎	(ふりがな) 必要な人の氏名	ちょうなん じろう 長南 次郎
		生年月日	明・大・ 昭 ・平 56年 7月 8日

1. 全部事項証明書 (戸籍謄本)	各1通	2通	7. 戸籍の附票 全部 (全員分)	各1通 300円	通
2. 個人事項証明書 (戸籍抄本)	450円	1通	8. 戸籍の附票 一部 (個人分)		1通
3. 除籍 (謄本・抄本)	各1通	通	9. 身分証明書 <small>(本人以外の申請の場合 委任状が必要です。)</small>		通
4. 改製原戸籍 (謄本・抄本)	750円	通	10. 不在籍証明		通
5. 受理証明書 (婚姻・離婚届) <small>(婚姻・離婚届)</small>	各1通	1通	11. 廃棄済証明		通
6. 独身証明書 <small>(本人以外の申請の場合 委任状が必要です。)</small>	350円	通			通

請求理由 (使いみちは何ですか?) 【必ず記入して下さい】

- 相続関係
 戸籍届出
 旅券関係
 年金関係
 保険関係
 登記関係
 裁判
 その他 (具体的に **車の名義変更**) 【提出先: **旅券事務所, 職場**】

備考 (連絡・参考事項) (どのような情報が記載されているものが必要ですか?)

- () の (出生・婚姻) ~死亡までの連続した戸籍が、() 部ずつ必要。
 ・ (1) パスポート取得 ・ (5) 平成〇〇年〇月〇日届出をした婚姻届の受理証明書が必要。
 ・ (8) 車の名義変更を行う為、住所A~現住所Cまでの繋がりわかる戸籍の附票が必要。

必要な人との関係 【必ず記入して下さい】

- 本人
 配偶者 (夫・妻)
 直系尊属 (父母・祖父母)
 直系卑属 (子・孫)
 その他 (具体的に) *その他の場合、上記請求理由を詳細に記載し、資料等を添付してください。

申請者 (委任状での申請の場合は代理人)	申請年月日	年	月	日
住所 〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地	〇〇団地〇〇〇号室			
ふりがな氏名 ちょうなん じろう 長南 次郎	同封した手数料	2,000	円	
昼間の連絡先 TEL 0475-46-2118 (自宅・携帯 勤務先)	※希望連絡時間	10時30分~12時00分		

※住所と返信先の住所が異なる場合は送付できません

本籍	長南町		番地
(ふりがな) 筆頭者氏名 <small>(戸籍のはじめに書かれている方)</small>	(ふりがな) 必要な人の氏名	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

1. 全部事項証明書 (戸籍謄本)	各1通	通	7. 戸籍の附票 全部 (全員分)	各1通 300円	通
2. 個人事項証明書 (戸籍抄本)	450円	通	8. 戸籍の附票 一部 (個人分)		通
3. 除籍 (謄本・抄本)	各1通	通	9. 身分証明書 <small>(本人以外の申請の場合 委任状が必要です。)</small>		通
4. 改製原戸籍 (謄本・抄本)	750円	通	10. 不在籍証明		通
5. 受理証明書 (婚姻・離婚 縁組・離縁 届)	各1通	通	11. 廃棄済証明		通
6. 独身証明書 <small>(本人以外の申請の場合 委任状が必要です。)</small>	350円	通			通

請求理由 (使いみちは何ですか?) 【必ず記入して下さい】

相続関係 戸籍届出 旅券関係 年金関係 保険関係 登記関係 裁判
 その他 (具体的に _____) 【提出先: _____】

備考 (連絡・参考事項) (どのような情報が記載されているものが必要ですか?)

(_____) の (出生・婚姻) ~死亡までの連続した戸籍が、(_____) 部ずつ必要。

必要な人との関係 【必ず記入して下さい】

本人 配偶者 (夫・妻) 直系尊属 (父母・祖父母) 直系卑属 (子・孫)
 その他 (具体的に _____) *その他の場合、上記請求理由を詳細に記載し、資料等を添付してください。

申請者 (委任状での申請の場合は代理人) _____ 申請年月日 _____ 年 月 日

住所 〒 _____

ふりがな 氏名 _____ 同封した手数料 _____ 円

昼間の連絡先 Tel _____ (自宅・携帯・勤務先) ※希望連絡時間 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分

※住所と返信先の住所が異なる場合は送付できません。

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関への提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明書をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

6. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。